

本会の活動に賛同される方ならどなたでもご入会できます。

(1) 正会員

個人会員 A (会費を個人で負担する会員)

個人会員 B (会費を法人もしくは団体が負担する会員)

団体会員 A (登録者を 2 名までとする法人もしくは団体として入会する会員)

団体会員 B (登録者を 6 名までとする法人もしくは団体として入会する会員)

注) 個人会員 B は会員本人に加え 1 名のかたが、団体会員は当該登録人員と同数のかたが特典を受けられます。

また、団体会員の登録者の変更はその都度できます。

(2) 賛助会員 (当協会を賛助頂ける法人もしくは団体)

## 会費規程

(目的)

**第1条** 本規定は、定款第9条の規程に基づき、会費に関する事項を定めることを目的とする。

(会費)

**第2条** 各会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員	個人会員 A	年額	7,000円	会費個人負担
	個人会員 B	年額	10,000円	会費法人または団体負担
	シニア会員	年額	4,000円	現役を引退した 60 歳以上の方
	団体会員 A	年額	30,000円	登録者 2 名までの場合
	団体会員 B	年額	50,000円	登録者 6 名までの場合

(ただし 1 事業所、1 施設単位とする。)

(2) 賛助会員	年額	50,000円 / 1口
----------	----	--------------

(会費の納入)

**第3条** 会費の納入については、次のとおりとする。

(1) 会費の納入は年 1 回とし、9 月末日までに納入するものとする。

### 付 則

- 1 平成 4 年 10 月 29 日制定の会費規定は廃止する。
- 2 この規定は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。(全面改定)
- 3 この規定は、平成 21 年 7 月 1 日 (一般社団法人化に伴う改定) から施行する。
- 4 この規程は、平成 23 年 12 月 15 日から適用する。(一部改定)
- 5 この規程は、令和元年 6 月 20 日から適用する。(一部改定)